

ロシア連邦

目次

1. 侵害対策関連法令	1
2. 侵害対策関係機関	4
3. 侵害の定義	8
4. 侵害の発見から解決までのフロー	18
5. 侵害に対する救済手段	26
6. 留意事項	40
7. その他の関連団体	43

1. 侵害対策関連法令

1. 民法典 第4部門 第2部(2007年法)

Civil Code of the Russian Federation Part IV

Section VII Rights to the results of Intellectual Activity and Means of Individualization, Approved by the Federation Council on December 8, 2006, in force on December 1, 2007

1.1 知的財産権

第69章 一般規定

第1229条 排他的権利

第1248条 知的財産権の権利行使に関する紛争

第1252条 排他的権利による権利行使

第1253条 排他的権利の侵害に係る法人及び個人事業主の責任

1.1.1 著作権

第70章 著作権

第1270条 著作物に係る排他的権利

第71章 著作隣接権

第1311条 著作隣接権の客体に係る排他的権利の侵害に対する責任

- 第1317条 実演に係る排他的権利
- 第1324条 レコードに係る排他的権利
- 第1330条 ラジオ及びテレビ放送に係る排他的権利
- 第1334条 データベース制作者の排他的権利
- 第1338条 出版者の権利

1. 1. 2 特許(発明特許、実用新案、意匠)

- 第72章 特許
- 第1358条 発明特許、実用新案又は意匠に係る排他的権利
- 第1392条 発明の仮保護
- 第1406条 特許権保護に関連する紛争

1. 1. 3 植物新品種

- 第73章 新品種に係る権利
- 第1421条 新品種に係る排他的権利
- 第1436条 新品種の仮保護
- 第1446条 新品種の育成者又はその他の権利者が保有する権利の侵害

1. 1. 4 回路配置

- 第74章 集積回路の回路配置(配置設計)に係る権利
- 第1454条 回路配置に係る排他的権利

1. 1. 5 製造秘密(ノウハウ)

- 第75章 製造秘密(ノウハウ)に係る権利
- 第1466条 製造秘密に係る排他的権利
- 第1472条 製造秘密に係る排他的権利の侵害に対する責任

1. 1. 6 商号

- 第76章 法人、商品、作業、サービス及び事業の識別手段に係る権利
- 第1節 商号に係る権利
- 第1474条 商号に係る排他的権利

1. 1. 7 商標及びサービスマーク

- 第76章 法人、商品、作業、サービス及び事業の識別手段に係る権利
- 第2節 商標に係る権利及びサービスマークに係る権利
- 第1484条 商標に係る排他的権利

第1509条 周知標章に対する法的保護の付与
第1515条 商標の違法使用に対する責任

1. 1. 8 原産地表示

第76章 法人、商品、作業、サービス及び事業の識別手段に係る権利
第3節 原産地名称に係る権利
第1519条 原産地表示に係る排他的権利
第1537条 原産地名称の違法使用に対する責任

1. 1. 9 事業名称

第76章 法人、商品、作業、サービス及び事業の識別手段に係る権利
第4節 事業名称に係る権利
第153条 事業名称に係る排他的権利

1. 2 ロシア連邦行政違反法典

The Code of Administrative Offences of the Russian Federation (NO. 195-FZ),
December 30, 2001 with the Amendments and Additions of April 25, December
31, 2002, June 30, July 4, November 11, December 8, 2003, April 25, 2002
第2部 特別規定
第7.12条 著作権、著作隣接権、発明と特許侵害
第14.10条 商標の不正使用

1. 3 ロシア連邦競争保護法典

The Code on Protection of Competition (NO. 135-FZ), July 26, 2009
第14条 不正競争の禁止

1. 4 ロシア連邦刑法典

The Criminal Code of the Russian Federation (No. 64-FZ) June 13, 1996
第2部 第7章 憲法上及び人民の権利に対する犯罪
第146条 著作権及び著作隣接権侵害
第147条 発明と特許権の違反使用
第2部 第8章 経済活動分野での犯罪
第180条 商標の不正使用

1. 5 関税法典

The Customs Code Of the Russian Federation in December 25, 2005

(No.61-FZ)

第4部 第38章 特定商品にかかる税関の措置
第393条-第400条

1.6 関税同盟統一関税法典

The Customs Code of the Russia-Kazakhstan-Belarus Customs Union
in January 1, 2010, as operated from July 1, 2010

第46章 知的財産権にかかる商品の税関の措置
第328条-第333条

2. 侵害対策関係機関

2.1 連邦経済発展省 知的財産局

The Federal Service for Intellectual Property (ROSPATET)

住所: 30-1 Berezhkovskaya nab.

Moscow G-59, GSP-5 123995

Russian Federation

電話: +7-499-240-60-15

Fax: +7-499-240-61-79

Website: <http://www.rupto.ru>

E-mail: rospatent@rupto.ru

[特許、実用新案、意匠、商標及びコンピュータプログラムの知的財産権全般の申請登録手続き、知的財産情報の提供・教育・研究、立法、関連機関との協力]

2.2 連邦文化省 法務部著作権関連局

The Ministry of Culture of the Russian Federation

Legal Department, Department of copyright and related rights

住所: 7/6, Maly Gnezdnikovsky pereulok, bld.1,2,

Moscow GSP-3 125993

Russian Federation

電話: +7-495-629-20-08, 629-75-91

Fax: +7-495-629-72-69

Website: <http://mkrf.ru/>

[著作権登録及び著作権に関連する権利の分野での管理・監督]

2. 3 連邦農業省 農薬植物局

The Ministry of Agriculture of the Russian Federation

Department of crop protection chemicals and plant

住所: 1/11 Orlikov Pereulok,

Moscow 107139

Russian Federation

電話: +7-495-607-85-75

Fax: +7-495-608-72-57

Website: <http://www.mcx.ru/>

[植物新品種の登録、保護、試験及び普及機関]

2. 4 連邦反独占局

The Federal Anti-Monopoly Service (FAS) of the Russian Federation

住所: adovaya Kudrinskaya, 11,

Moscow, D-242, GSP-5, 123995

Russian Federation

電話: +7-499-795-76-53

Fax: +7-499-254-75-21

Website: <http://www.fas.gov.ru/>

[製品の市場における競争の分野における法律の遵守の管理・監督、独占、広告の金融サービスにおける競争の保護、知的財産権にかかる不正競争の抑止]

2. 5 連邦経済発展省 消費者保護監督局

Federal Service on Customers' Rights Protection and Human Well-being surveillance (RosPotrebNadzor)

住所: building 5 and 7, house 18,

Vadkovsky lane,

Moscow, 127994

Russian Federation

電話: +7-499-973-26-90

E-mail: depart@gsen.ru

Website: <http://www.mvd.ru/>

[公衆衛生の観点から、消費者の権利と市場の保護のための管理と監視]

2. 6 連邦税関局(旧国家税関委員会)

Federal Customs Service (FCS)

住所: 11/5 Novozavodskaya Street,
Moscow 121087
Russian Federation

電話: +7-499-449-7771, 449-7675

Fax: +7-495-913-9390

Website: <http://www.customs.ru/>

[模倣品や産業財産権に対する国境対策]

2. 7 内務省 経済安全保障、腐敗防止局

Ministry of Interior of the Russian Federation

Department of Economic Security and Anti-Corruption (GUEBiPK)

住所: 8a, page 3, Novoryazanskaya Street,
Moscow, 107078
Russian Federation

電話: +7-495-667-20-20

Fax: +7-495-913-93-90

Website: <http://www.mvd.ru/>

[公共秩序の維持、重要施設の警備等、産業財産権の刑事事件対応]

2. 8 連邦検察庁

The Prosecutor General's Office of the Russian Federation

住所: Bolshaya Dmitrovka,
Moscow, 15A GSP-3, 125993
Russian Federation

電話: +7-495-987-56-56

Website: <http://www.genproc.gov.ru/>

[人権及び自由の保障だけでなく、社会や国家の合法的権益の確保]

2. 9 最高商事仲裁裁判所

The Supreme Arbitration Court of the Russian Federation

住所: 12 Small Kharitonievsky Lane,
Moscow, Center, 101000
Russian Federation

電話: +7-495-608-11-21; 608-11-97,

Fax: +7-495-608-11-64

E-mail: vasrf@arbitr.ru

Website: <http://www.vsrfr.ru/>

[事業にかかわる民事裁判手続き]

2. 10 連邦最高裁判所

The Supreme Court of the Russian Federation

住所: 15, Povarskaya Street,

Moscow, 121260

Russian Federation

電話: +7-495-690-54-63

Fax: +7-495-691-98-77

Website: <http://www.vsrfr.ru/>

[裁判侵害に対する民事刑事裁判手続き]

2. 11 連邦商工会議所国際商事仲裁裁判所

International Commercial Arbitration Court at the Chamber of Commerce and Industry of the Russian Federation

住所: 6/1, Iliyinka, C.1

Moscow 109012

Russian Federation

電話: +7-495-620-00-07, 620-00-98

Fax: +7-495-620-01-53

Website: <http://www.tpprf-mkac.ru/> (英語); <http://www.tpprf.ru/>

[主に、商工会議所にある紛争仲裁裁判手続き]

2. 12 ロシアネットワーク情報センター

RU Center

住所: Building 4, Leningrad Prospect, d.74,

Moscow

Russian Federation

電話: +7-495-994-46-01

Fax: +7-499-152-09-76

Website: <http://nic.ru/>

<http://info.nic.ru/node/3314> (ドメイン問題説明)

[主に、ドメイン名登録管理機関]

3. 侵害の定義

3.1 特許(発明、実用新案及び意匠)

特許権者の承諾なく、権利存続期間中にロシア連邦国内で、民法知的財産編第 1229 条に規定される特許権者の権利を実施する行為は侵害対象行為と見做される。(民法知的財産編第 1358 条)

次に掲げる行為をした場合、特許侵害と見做される。

- (a) 発明若しくは実用新案を組み入れた製品又は意匠を組み入れた物品の製造、利用、販売の申し出、販売、ロシア連邦領域内への輸入、その他の態様での市場取引、又は、当該目的により保管する行為。
- (b) 特許が付与された方法により直接的に得られた製品、方法を含む装置の製造、利用、販売の申し出、販売、ロシア連邦領域内への輸入、その他の態様での市場取引、又は、当該目的により保管する行為。
- (c) 発明を使用する方法を実施する行為。
(第1358条第2項)

発明の出願は公開されることにより、仮保護の権利が付与される。
(第1392条)

例外規定

- (1) 発明若しくは実用新案を組み入れた製品或いは意匠を組み入れた装置が構造物、付属装置に使用され、又は、外国の輸送手段や宇宙船内で使用されており、一時的又は偶発的にロシア連邦領域内に位置し、かつ、上述の製品又は装置が専ら輸送手段又は宇宙船の必要のための使用。
- (2) 発明、実用新案を組み入れた製品或いは方法の科学的研究、意匠を組み入れた装置の科学的研究、又は当該製品、方法若しくは装置による実験目的での使用。
- (3) 自然災害、大惨事、事故などの緊急事態における発明、実用新案又は意匠の使用。但し、特許権者に通知し、合理的な対価の支払いを条件とする。
- (4) 利益又は収入を目的としない、私的、家族内、家庭内又は事業活動に関連しないその必要から発明、実用新案又は意匠の使用。
- (5) 発明を用いた薬剤に係る医師の処方箋に基づく薬局での一時的調合における使用。
- (6) 発明、実用新案及び意匠の権利が特許権者或いは許諾実施者による使用で消尽している場合。

(以上、1359 条)

(7) 国家安全保障の利益のための発明、実用新案又は意匠の使用。但し、特許権者に通知し、合理的な対価の支払いを条件とする。(第 1360 条)

(8) 発明、実用新案又は意匠の先使用権がある場合。(第 1361 条)

保護期間：発明特許：出願日から20 年(最長25年)

実用新案特許：出願日から10 年(最長13年)

意匠特許：出願日から15 年(最長25年)

* 存続期間延長制度あり

3. 2 ユーラシア特許

ロシア連邦はユーラシア特許条約の加盟国であり、ユーラシア特許権者はロシア連邦内で、ロシア特許と同様に保護を受けることができる。

ユーラシア特許条約は、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、カザフスタン、キルギスタン、グルジア、タジキスタン、ベラルーシ、ロシア連邦、モルドバの各国により、1994 年 9 月 9 日にモスクワで正式に調印され、1995 年 8 月 12 日に発効した。しかし、ウクライナとグルジアはユーラシア特許条約に署名したものの、まだ批准していない。ユーラシア特許庁は、1996 年 1 月 1 日から特許出願の受理を開始しており、近年その活用は増加しており、年間 3000 件を超える出願がされている。日本からも年間 100 件を超える利用がされている。ユーラシア特許は、ユーラシア特許条約のすべての締約国について一元的に付与される単一特許である。

特許出願は公開されることにより、仮保護の権利が付与される。

次に掲げる行為をした場合、特許侵害と見做される。

(a)特許を受けた物の製造、使用、輸入、販売の申出、販売、若しくはその他の態様での市場取引又はその目的で保管する行為。

(b)特許を受けた方法の使用又はその方法の使用の申し出、さらに、特許を受けた方法から得られた物の製造、使用、輸入、販売の申出、販売、若しくはその他の態様での市場取引又はその目的で保管する行為。

例外規定

(1) 科学的研究及び実験を目的とする特許の使用する行為。

(2) 個人的、非営利目的での特許の使用する行為。

- (3) パリ条約の加盟国の輸送手段の構築又は運行における特許の実施であって、当該特許が専らその輸送手段のための使用する行為であり、その輸送手段が一時的又は偶発的に当該締約国の領域に入った場合。
- (4) 薬局における医療処方箋にもとづく薬剤を調製する行為。
- (5) 権利消尽後の特許製品に関する行為。

保護期間: 特許出願日から20 年

3.3 新品種

新品種特許権者の承諾なく、権利存続期間中にロシア連邦で、民法知的財産編第 1421 条に規定される新品種特許権者の権利を実施する行為は侵害対象行為と見做される。新品種に係る権利対象は、品種の繁殖以外の目的で使用される植物材料或いは商品動物である。

次に掲げる行為をした場合、特許侵害と見做される。

- (a) 生産及び繁殖をする行為。
 - (b) さらなる繁殖のための調整をする行為。
 - (c) 販売の申し出をする行為。
 - (d) 販売その他の取引をする行為。
 - (e) ロシア連邦から輸出する行為。
 - (f) ロシア連邦へ輸入する行為。
 - (g) 上記のいずれかの目的で保管する行為。
 - (h) 新品種を使用する行為。
 - (i) 種子又は育種材料に命名する行為。
- (以上、第 1421 条)

また、新品種には申請から登録証が発行されるまでの期間に対して、賠償を求める仮保護の権利がある。(第 1436 条)

例外規定

次の行為は、保護された植物品種に係る権利侵害とは見做されない。

- (a) 私的、家族、家庭内など非営利目的で使用する行為。
- (b) 学術的研究目的又は実験目的で使用する行為。
- (c) 新品種を他の動植物品種の育成のために発生源として使用する行為。
- (d) 農場で取得した植物材料を当該農場内で増殖品種として 2 年間以内に使用する行為。

- (e) 所定の農場での使用目的で商品動物を繁殖する行為。
- (f) 権利者又は被許諾者により取引される種、植物材料、育種材料及び商品動物に対して行われるあらゆる行為。

ただし、下記を除く。

- ① 植物品種又は動物品種のさらなる繁殖をする行為。
- ② 当該動植物が属する品種の増殖を可能とする植物材料又は商品動物をロシア連邦から当該動植物の科目又は種類が保護されていない国へ輸出する行為。(後日の使用のための加工を目的とする輸出を除く)

(第 1422 条)

保護期間：新品種は登録日から 30 年間

ぶどう、装飾樹、果樹品種及び森林樹品種は登録日から 35 年間

3.4 回路配置

回路配置権者の承諾なく、権利存続期間中にロシア連邦内で、民法知的財産編第 1454 条に規定される回路配置権者の権利を営利目的で実施する行為は侵害対象行為と見做される。特定な回路配置と同一の回路配置を独立して創作した者は、当該回路配置に別個の排他的権利を有するものとする。

次に掲げる行為をした場合、回路配置権の侵害と見做される。

- (a) 回路配置全体の複製、又は、特に集積回路等へ包含する回路配置を複製する行為。但し、創作性のある回路配置以外の部分の複製を除く。
- (b) 回路配置、回路配置を含む集積回路、又は、当該集積回路を含む製品について、ロシア連邦領域内へ輸入し、販売し、及び、その他の態様で市場取引をする行為。

(民法知的財産編第 1454 条第 2 項)

例外規定

- (1) 集積回路に関する行為(当該集積回路が違法に複製された回路配置を含む場合)、及び、当該集積回路を含む製品に関する行為であって、当該行為をなす者が、違法に複製された回路配置が集積回路に含まれていたことを知らず、かつ、知っているべき理由がなかったとき。
- (2) 営利目的ではない私的目的による回路配置の利用、及び、評価、分析、研究又は訓練を目的として回路配置を使用する行為。
- (3) 回路配置に係る排他的権利の消尽した回路配置が備えられた集積回路を頒布する行為。

(知的産権法1456条)

保護期間：ロシア連邦内で最初の利用日或いは登録日のいずれか早い方から10年間

3.5 営業秘密

営業秘密の所有者の承諾なく、ロシア連邦内で、民法知的財産編第1466条に規定される営業秘密の所有者の権利を実施する行為は、侵害対象行為と見做される。

ロシアでは、営業秘密を製造秘密(ノウハウ)として、生産、技術、経営、組織等のあらゆる種類の情報であり、学術及び技術の分野における知的活動の成果の情報及び第三者に知られていない実務上又は潜在的な商業的価値を産する事業活動の方法に関する情報を含むものであり、第三者は当該製造秘密を合法的かつ自由に利用することができず、当該情報の所有者が秘密管理体制を敷いているものを意味すると定義している。(民法知的財産編第1465条)

次に掲げる行為をした場合、営業秘密の侵害と見做される。

- (a) 保護される営業秘密を経済的或いは組織的解決の手段として使用する行為。
- (b) 保護される営業秘密を善意、かつ他の所有者とは独立して受領した者以外の者が使用する行為。

(民法知的財産編第1466条)

保護期間：営業秘密が開示時された時点で終了する。(第1467条)

3.6 商標

商標権者の承諾なく、権利存続期間中にロシア連邦で、民法知的財産編第1484条に規定される商標権者の権利を実施する行為は、侵害対象行為と見做される。商標権者は、商標或いは商標に類似し誤認を生じさせる標章を当該商標が登録されている商品、作品又は役務について使用する排他的権利を有している。

次に掲げる行為をした場合、商標権侵害と見做される。

- (a) 生産、販売の申し出、販売、展示会及び見本市での展示及びその他の態様での市場取引、又は、これらの目的で保管、輸送及び輸入において商品に使用する行為。

- (b)作品の制作、又は、役務提供において使用する行為。
 - (c)商品を紹介するするための書類において使用する行為。
 - (d)商品の販売の申し出、作品の制作及び役務提供、並びに、発表、看板及び広告において使用する行為。
 - (e)ドメインや他のアドレスを示すこと含む、インターネットで使用する行為。
- (以上、民法知的財産編第 1484 条第 2 項)

例外規定

- ・登録商標の使用による消尽、上市された商品の再販売をする行為。
- (民法知的財産編第1487条)

注：並行輸入については、ロシアでは現在のところ、原則認められていない。

2011年4月に連邦反独占局(FAS)は並行輸入の容認を提案しているが、税関は認めていないために、並行輸入については、行政事件とした場合は、その取締りは難しいが、民事事件とした場合は禁止される可能性が高い。今後の動向に注目する必要がある。

保護期間：登録日から 10 年間、その後更新出願により 10 年間継続する

著名商標について

ロシアでは、2000 年に「ロシア連邦での商標の著名商標認定規則」が承認され、民法知的財産編第 1508 条及び第 1509 条とともに、ロシア特許庁がその認定を行っており、現在までに Coka Cola, Lipton, Nestle, Nike, Intell, Tifferny, Disney など外国の商標を含む 100 件を超える著名商標の認定登録がなされている。

著名商標の認定を受けるためには、マドプロ国際商標を含むロシアでの登録商標であるか、ロシア連邦内で使用されている未登録の商標が対象であり、著名商標申請時点で、当該申請人の商品の需要者である消費者の間で広く知られたことを証明できた(市場調査報告書が最も評価される)場合には、ロシア連邦内における著名標章と認められ、著名商標一覧表に掲載される。

著名商標の法的保護は、著名であるとされる商品と類似していない商品にも及び他人による商品に対する商標の使用が著名商標の保有者を消費者に連想させ、当該保有者の排他権による利益が損なわれることを対象としている。

ロシアで著名商標の認定を受けることのメリットには、保護の範囲が広がるだけ

ではなく、著名商標の法的保護に時間的制限はなく、10年ごとに更新する必要はないこと、周知商標として認証された後に第三者が出願した類似又は同一の商標に対する先行権としての地位、著名商標と同一又は混同を生じる程度に類似する第三者の登録商標の取消、侵害者又はドメイン名侵害者への対抗が容易であることなどがある。

3.7 商号

商号の権利者の承諾なく、ロシア連邦内で、民法知的財産編第1474条に規定される商号権者の権利を実施する行為は侵害対象行為と見做される。

また、ロシアでは、商標ではなく、取引に使用する名称(取引名)に関する、登録を要件としない、権利を民法知的財産編第1538条に規定している。例えば、グループ企業のような形で、事業活動を行う法人や個人事業主は、事業体に帰属する取引、工業等を識別するため、単一の又は複数の企業を識別するために使用する名称を一つ決めて使用する商号と異なる権利を有することができる。この権利を実施する行為は侵害対象行為と見做される。

次に掲げる行為をした場合、商標権或いは取引名の侵害と見做される。

- (a) 当該商号を標識、レターヘッド、請求書等の文書、発表や広告及び商品やその包装に表示としての識別手段として使用する行為。
- (b) 商号に係る排他的権利を処分する行為。(他人への商号使用权の譲渡又は付与を含む。)

保護期間：商号に係る排他的権利は法人の正式登録日から発生し、法人の清算又はその商号の変更と関連して法人単一国家登録簿から商号が削除される時点で終了する。

取引名は、1年以上使用しない場合は、終了するとしている。

3.8 原産地名称表示

ロシアでは、民法知的財産編第1516条に、法的保護が付与される原産地名称を、その時代の又は歴史的、公式又は非公式、完全な又は省略された国、都市又は地方、地域、又はその他地理的客体を示す名称又は標章及びその略称のような名称や標識で、地理的に特有の自然環境や人的要因から決定された商品の特別な特性を呼称するために使用された結果として知られるようになり、当該商品の生産者は当該名称をロシア連邦で登録した場合に地理的表示を使用する排他的権利を専有すると規定している。

次に掲げる行為をした場合、原産地名称表示の権利の侵害と見做される。

- (a) 生産、販売の申し出、販売、展示会及び見本市での展示或いは他の態様での取引、又は、これらの目的のための保管、輸送、或いは輸入される商品、ラベル及び商品の包装上に使用する行為。
 - (b) レターヘッド、請求書、商品の取引書類及び印刷物において使用する行為。
 - (c) 商品の販売の申し出、発表、掲示及び広告において使用する行為。
 - (d) ドメインや他のアドレスを示すことを含む、インターネットで使用する行為。
 - (e) 原産地名称を翻訳、或いは「…種」、「…タイプ」、「…類似」などの語との組み合わせで原産地名称を使用する行為。
 - (f) 原産地及び特別な特性に関して消費者の誤認を招く可能性のあるものに対する類似の名称を使用する行為。
- (以上、第 1519 条)

保護期間：申請日から 10 年間、継続的使用を証明提出し、10 年間の更新

3.9 著作権

ロシア連邦では、著作権、著作隣接権を構成する権利の種類としては、次のようなものがある。そして、民法知的財産編第 1229 条及び 1270 条に規定される著作権者の排他的権利を実施する行為は侵害と見做される。

- ・ 複製権
- ・ オリジナル又はコピーの販売又はその他の譲渡による流通を行う権利
- ・ 展示(実演)権
- ・ 販売の目的でのオリジナル又はコピーの輸入権
- ・ オリジナル又はコピーのレンタル権
- ・ 公演権
- ・ 放送権
- ・ ケーブル放送権
- ・ 翻訳その他の翻案権
- ・ 建築、設計、都市計画、景観プロジェクトの実施による実現権
- ・ 公衆に伝達する権利

次の行為は、著作権侵害となる。

- (a) 著作物を複製する行為。
- (b) 著作物の原作品又は複製の販売等の譲渡による著作物を頒布する行為。
- (c) 著作物を公開の場所で展示、上映する行為。
- (d) 頒布を目的とした著作物の原作品又は複製を輸入する行為。

- (e) 著作物の原作品又は複製を貸与する行為。
 - (f) 著作物を公開の場所で実演、発表、及び上映する行為。
 - (g) 無線による伝達をする行為。
 - (h) 有線による伝達をする行為。
 - (i) 著作物の翻訳又はその他翻案する行為。
 - (j) 建築、デザイン、都市計画、又は、公園若しくは庭園の設計を施工する行為。
 - (k) 著作物を公衆に伝達する行為。
- (民法知的財産編第 1270 条)

次の行為は、著作隣接権侵害となる。(民法知的財産編第 1316 条)

- (a) 無線による伝達をする行為。
- (b) 有線による伝達をする行為。
- (c) 再生、伝達できる媒体に固定する行為。
- (d) 再生、伝達できる媒体に固定した物を増製する行為。
- (e) 最初の固定物、若しくは、当該固定物を有形的媒体へ再製した増製物の販売などを頒布する行為。
- (f) 固定物を公衆へ伝達する行為。
- (g) 固定物を公開の場で実演する行為。
- (h) 最初の固定物又は増製物を輸入する行為。
- (i) 最初の固定物又は増製物を貸与する行為。
- (j) 翻案する行為。
- (k) 再伝送する行為。
- (l) データベースから素材を抽出する行為。
- (m) データベースから素材を抽出後に当該素材を利用する行為。

(第 1317 条、実演にかかる排他権の侵害、第 1324 条、レコードにかかる排他権の侵害、第 1330 条、送信にかかる排他権の侵害、第 1334 条、データベース製作者の排他権の侵害)

例外規定

下記の行為は侵害とは見做されない。

- (1) 公表された著作物の原作品又は複製の頒布。(第 1272 条)
- (2) 私的利用のための著作物に係る無償の複製。(第 1273 条)
- (3) 情報、学術、教育、又は文化的な目的による著作物に係る無償の利用。
(第 1274 条)
- (4) 複製による著作物に係る無償の利用。(第 1275 条)

- (5) 公衆に開放されている場所に恒常的に設置された著作物に係る無償の利用。(第 1276 条)
- (6) 音楽の著作物に係る無償の公の実演。(第 1277 条)
- (7) 法執行目的による無償の複製。(第 1278 条)
- (8) 放送事業者による著作物に係る無償の一時的固定。(第 1279 条)
- (9) コンピュータプログラム及びデータベースに係る無償の複製。コンピュータプログラムの逆コンパイル。(第 1280 条)

保護期間：著作物の著作権は、公表年の翌年 1 月 1 日から起算して 25 年間
著作物は、著作者の死亡年の翌年 1 月 1 日から起算して 70 年間
著作隣接権は、伝達年の翌年 1 月 1 日から起算して 50 年間
データベース制作者の権利は、制作完了年の翌年 1 月 1 日から起算して 15 年間

3. 10 不正競争

競争保護法の第 14 条は、不正競争行為と見なし得る行為を列挙している。

- ① 事業者が損失を与えるか、その営業上の信用を損なう可能性のある虚偽、不正確、又はゆがめられた情報を拡散させる行為。
- ② 製造の性質、方法、及び場所、消費者の特性、商品の品質及び量、その生産者に関する虚偽表示をする行為。
- ③ 事業者が製造又は販売する製品と他の事業者が製造又は販売する製品とを不適切に比較する行為。
- ④ 知的活動の成果及び法人の商標などの個別化手段、生産、作業、サービスを識別する手段が違法に使用されている場合で、その商品の販売、交換又は他の方法での取引をする行為。
- ⑤ 商業上、公的又は法律により保護される他の秘密を構成する情報を違法に受領、使用及び開示する行為。

それ以外に、法人の会社名、生産、作業、サービスの商標に対する排他的権利の取得及び使用に関連する行為も、許されない不正競争行為であると認識される(競争保護法第 14 条(2))。

競争保護法に従い、法律により保護される営業、公的なその他の秘密情報の違法な受領、使用、及び開示は許されず、不正競争であると認識される。

競争保護法では、基本的には、知的財産の従来型の対象(商標、特許等)の不

正使用又はこれに関する権利の不正な取得による不正競争に対する効果的な対策を定めている。しかし、商標又は著作権法により保護されている対象ではない場合でも、不正な競争者の行為を不正競争行為であるとして認識し得れば、不正競争に他の形態で対処できる可能性がある。例えば、著作権保護の対象でも、商標や意匠としても保護されない類似する包装の場合、その使用が次の結果につながる場合は、当該使用は許されない。

- ・ 商業活動において不正な競争相手を有利にする場合。
- ・ 不正な競争相手の行為が、ロシア法、商慣習、善行、合理性及び公正性の要件に反している場合。
- ・ 不正な競争相手の行為が、営業秘密(ノウハウ)に対する排他的権利の所有者に損害を与えたか、与えるおそれがある場合、又は他の競争者の営業上の信用を毀損するおそれがある場合。

4. 侵害の発見から解決までのフロー

ロシア連邦(以下、ロシア)での知的財産権の侵害は、主に模倣品や海賊品による商標権や著作権の侵害が中心であるが、被害の現状に対する認識は様々である。例えば、ロシア市場での模倣品の量は 1990 年代の 70-80%から 2000 年後半には 25%まで減少し、2010 年代に減少傾向が見られなくなっており、その規模は年間 300 億米ドル、ロシア国内の小売総額の約 6%に当たると報告されている。これは、製品の分野により、多様性が出てきていることも理由と思われる。

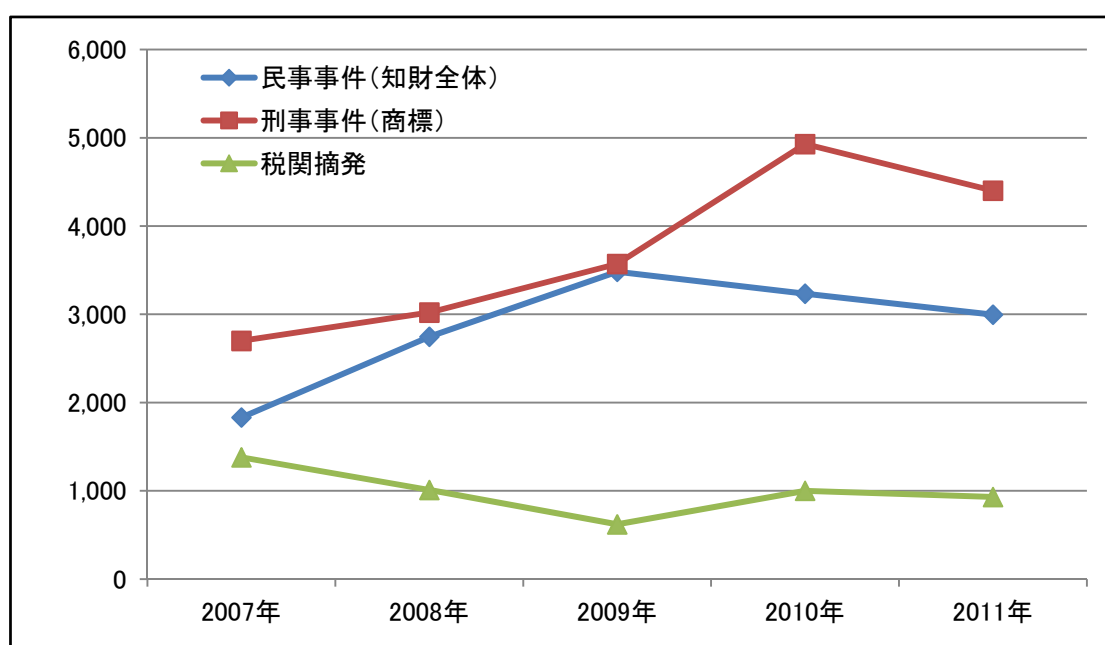
1990 年代の主な模倣品の供給元は、中国、台湾及び旧 CIS 諸国であり、2000 年代になり国内での模倣品製造業者が増えると同時に、ポーランド、トルコなど東欧諸国からの模倣品流入が始まった。しかし、2008 年のリーマンショック以降、外国からの流入は減少する一方、外国の有名ブランド企業がロシア連邦内で製造を開始している。また、税関は模倣品の輸入を差止める活動を強化したため、模倣品や海賊品の流入が減少したように見える。

ところが、最近では真正品のように見える部品やスペアパーツ、或いは包装やラベルなどが輸入され、国内でアセンブリされて模倣品が製造されるような状況が見られる。また、近年、ロシア、カザフスタン、ベラルーシの関税同盟が発足し、商品の自由な交易が開始されたことから、ロシア以外の各国の税関取締りが不十分であるために、思わぬ模倣品の流入がこれらの国を経由して流入し始めている。

なお、ロシア国民の模倣品や海賊品をそれと知りながら購入するような寛大な対応や原産や製造元を気にしないような消費行動、また模倣業者が高額なブランド品メーカーと戦うようなことに対する理解など、知的財産に対する理解不足があるために流通は減少しない現状がある。

こうしたロシアの特別な状況はあるものの、外国企業がロシア連邦で商標権や意匠権などを先に権利化することなしに、侵害対策を実施することは難しいために、事業に必要な知的財産権、特に商標登録をすることは重要である。

図 1. 表 1. 知的財産権侵害件数推移(2007-2012 年)



	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012.6
民事事件(知財全体)	1,831	2,746	3,482	3,234	2,996	2,025
刑事事件(商標)	2,699	3,020	3,571	4,929	4,401	-
税関摘発	1,380	1,010	620	1,000	930	-

出典:最高仲裁裁判所及び連邦税関局の統計報告 表中の-はデータ未確認

4. 1 侵害の発見

ロシアでの模倣品のうち、生活雑貨の大半は中国などで生産され、国境を越えて輸入されていると報告されており、主な商品としては、CD/DVD などの海賊品に加え、衣料品、靴、アルコール飲料、たばこ、化粧品、生理用品、医薬品、香水などの模倣品が主な侵害の対象となっている。一方、工業、機械製品や部品は、中国に加え、トルコや

東欧諸国から輸入されて、安価で販売されていることが見うけられる。

ロシアでのこうした知的財産権を侵害する模倣品や海賊品は、東は中国との国境であるナホトカ、西は飛び地が多数点在するバルト諸国を経由してセントペテルブルグ、南はソチや隣国のカザフスタンから流入し、モスクワまで到達している。

このような侵害品は、モスクワやセントペテルブルグの市内のマーケットで発見されることが多く、そのような輸入された模倣品や国内で製造された侵害品を目にした、現地法人や販売代理店などの提携先から被害の現状について報告を受けることが一般的である。

最近では、模倣品のレベルも向上しており、その販売価格も上昇していることから、模倣品の流通が大都市から地方都市へと移行している。また、インターネットの利用も拡大し、インターネット通販サイトでの模倣品販売が増加傾向である。

4.2 証拠の収集

模倣品が発見された場合には、模倣品が販売されている地域、店舗などの場所、被疑侵害者（販売をしている相手先）、被疑侵害品など、侵害の状況に関する詳しい情報を証拠として入手する。

被疑侵害品を収集する場合、初動調査として、現地法人や代理店などの通報者、或いは現地の営業担当者を通じて入手することになる。そして、収集された模倣品や侵害品に対して、詳細な分析を行い、自社製品との対比、どの知的財産権が侵害されているかなど、侵害事実の初期判断を行う。

ここで注意しなければならないのは、侵害品や模倣品を扱っている被疑侵害者が、以前ライセンス関係持っていた現地企業や販売代理店である場合が見受けられる。代理店やビジネスパートナーは十分注意して選定する必要があるが、時として、収益優先で正規代理店でも模倣品や侵害品を製造販売している場合があるので、証拠収集においては、弁護士や外部の協力者を使用することも、正確な情報を収集するには重要な選択肢となる。

知的財産権者としては、少なくとも侵害の事実を確認することができ、侵害の事実を証拠づけることができるように、被疑侵害者から少なくとも複数の被疑侵害品のサンプルを確実に入手する。弁護士事務所や調査会社を利用する場合には、新製品のサンプルと模倣品を見分けるための指針となる説明書を作成しておくことが役に立つのでお勧

めする。また、こうした説明書は税関などの政府機関に対する協力においても活用することができる。

証拠収集においては、模倣品実物やサンプル、包装、広告、インターネットの場合はウェブ上の説明書など直接的に、侵害の事実を証明できる領収書など関係資料を収集する。証拠の入手が困難な場合は、写真やビデオを日付や場所が分かるように撮影して、証拠とすることも重要である。

また、侵害調査活動では、模倣品の販売の範囲、販売会社の数など侵害の全体像が特定できるように情報収集を行う。輸入や製造にかかる情報が得られるようであれば、卸業者、輸入業者、製造業者などの会社や個人の情報も併せて収集する。

その後、模倣品サンプルや関連資料から、商標、意匠、特許、また著作権のみの侵害となっているのか、侵害されている知的財産権と侵害方法を確認し、今後の対策の準備を進める。

4.3 侵害者の特定

侵害者の特定及びその後の手続きは、現地の法律事務所を通じて行うことが一般的である。ロシアの法律事務所の一部には、専門の調査員を持っている事務所もある。また、一般の調査会社が知的財産権の侵害の調査をする場合があり、ロシアのみならず、周辺国までの調査をしているようである。それらの代表的な会社は下記の通りである。

The Krioni Corporation

住所: office 148, 34 ul. N. Opolcheniya,
Moscow, 123423,
Russian Federation

電話: +7-495-799-57-99

Fax: +7-499-946-95-74

WEB: <http://www.russiaprivateinvestigator.com/>

Beowulf Detective Agency, Inc.

住所: Office 3/ #9 B. Dekabrskaya Street.
Moscow 123022
Russian Federation

電話: +7-499-992-79-11

Fax: +7-901-555-99-11

WEB: <http://b-e-o-w-u-l-f.com/>

ここに掲載する調査会社は参考であり、そのサービスを保証するものではありません。また、時間の経過とともに調査会社の状況も変化しますので、現地の調査会社に連絡を取る前に、現地の法律事務所に相談し、他の調査会社を含め調査会社の技能や料金などについて確認することをお勧めします。

4.4 権利行使の判断

ロシアでの知的財産権侵害は、輸入された模倣品による商標権侵害状況が多いため、マーケットにおける模倣品排除の観点から、消費者権利監督局に対する苦情として、販売店舗を取締まる例が多く見られた。これは、よりコストが安く、短時間に解決できる行政手続きとして選択されていた。しかし、最近では当該当局が苦情を受け付けないことが見受けられる。

こうしたことから、権利行使としては、侵害相手やその状況により、警告書の送付のほか、警察を利用した行政摘発、税関を利用した輸入差止が効果を上げると考えられている。こうした手続きを開始するには、まず模倣品対策に必要な準備ができているかどうかを確認する。

下記の項目は、権利者が権利行使前の準備段階で確認するポイントである。

1. ロシアで適切な知的財産権を保有している場合、対象となる商標などの知的財産権が有効であることの確認。
2. 被疑侵害品や被疑侵害行為がその知的財産権の権利範囲に入るか否かの比較検討。
3. ロシアの知財法律事務所から被疑侵害品の侵害判断鑑定書/判定書の入手。
4. 救済内容、つまり行政措置、刑事措置、民事訴訟による製造や販売の差止、また損害賠償請求の要否を検討。
5. 関連する知的財産権の証明資料の準備。
6. 委任状など必要書類の準備。
7. 最終的に使用する被疑侵害者の侵害品や関連資料の確認と準備。

4.5 警告状

ロシアでは警告状をあまり重要視していないようである。つまり、模倣品や海賊品を取引する侵害者に対して停止を求める警告状は非公式なものであり、これを基準に何かの権利が取得できることはなく、また、受取人に何らかの法的義務を負わせることが

できるとは考えられていないようである。

もちろん、ロシアにおける警告状は自身の知的財産権を侵害していることを、その侵害当事者に通知し、当該侵害行為を自主的にやめることを促すために使用される。しかし、その通知に応じるかどうかは、その侵害者の判断と対応を待つしかないのである。通常、侵害者が故意でない、つまり、知的財産権があることを侵害者が認識していなかった場合や知的財産権者からの法的措置により、行政や司法から制裁を受けることに不安を感じない場合、或いは単純に民事／行政／刑事事件となることを回避したい場合でもなければ、侵害行為をやめることは考えられない。従って、警告状の送付は小規模な侵害者や効果が期待できるような相手の場合にのみ、迅速、安価かつ効果的な結果を求めて利用することになる。

警告状は、電子メール、郵便、ファックス等、様々な方法で送付することができる。そして、その警告書が実際に確実に配達され、侵害者がこれを読むことが重要なポイントになるので、受信者を正しく確認し、その責任者が警告状文面を確認するように、侵害者の居所、正式な住所及び会社名などを正しく確認することが最初のポイントである。

警告書は弁護士の名前で出す必要はない。注意することは、警告書の送付により権利者が侵害行為に気づいたことを侵害者に知らせることになり、そのため小規模の侵害者については、侵害品隠匿のきっかけとなる可能性のあることを予め理解しておく必要がある。

次に、警告書の記載事項は、他国と同様で、次の通りである。ロシアでは、必要に応じて、法律名や条文を記載することも、侵害者に対する圧力になると考えられている。

- ① 知的財産権者に関する情報、代理人の場合は、その両方の説明を含める。
- ② 侵害されている内容、製品やサービスなど被疑侵害対象となる情報。
- ③ 侵害されている知的財産権の情報、登録番号などを併記する。
- ④ 被疑侵害者への要求、例えば、製造と販売の停止。
- ⑤ 回答の期限。

警告状の送付やその効果はケースバイケースであり、現地の法律事務所と相談の上、その活用することをお勧めする。

4.6 侵害に対する法的措置

ロシアでの知的財産権侵害に対する法的措置には、税関による水際措置、警察による行政処罰、内務省による刑事訴訟及び裁判所による民事訴訟がある。侵害の規模、

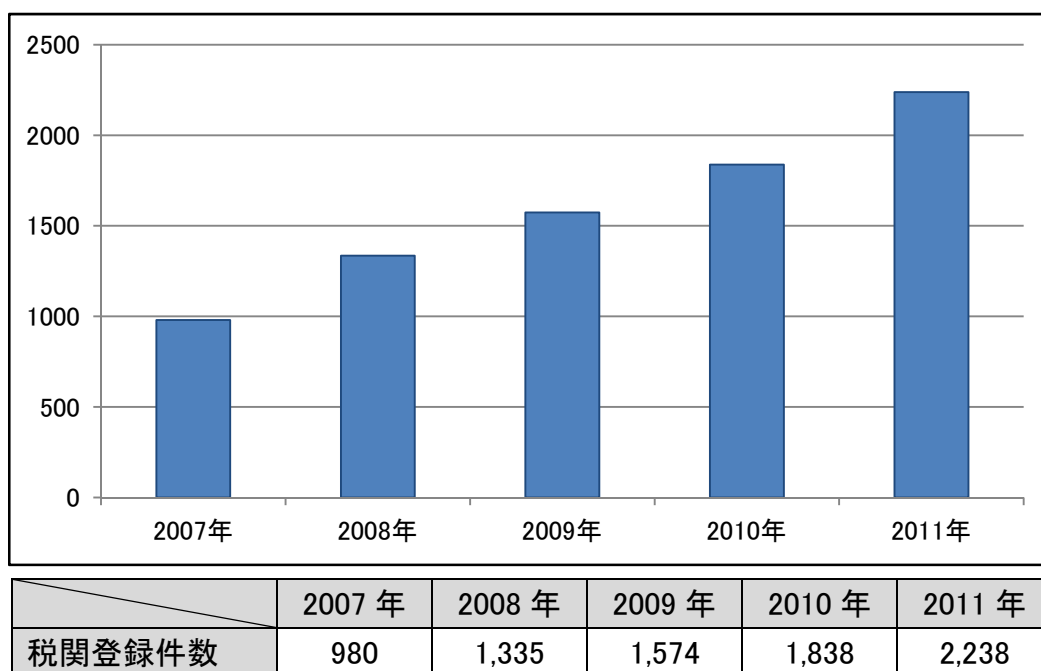
侵害の状況に応じて、また、コストや効果を上げる方法を知的財産権者は選択することができるが、現状では訴訟よりは税関おける水際措置を含む行政措置が最もよく利用されている。

・ 税関取締

商標権、原産地表示及び著作権と著作隣接権の権利者は、侵害品の輸入及び輸出を差止めることができる。税関局は税関規則に基づく職権による差止に加えて、権利者が知的財産権情報の税関登録制度を利用し、対象となる権利を登録すれば、税関職員が当該知的財産権に特別の注意を払い、疑わしき輸出入貨物の通関作業を停止するとともに、権利者にその情報を通知する。権利者或いはその代理人は、通関処理を停止した貨物を確認する権利を有し、侵害が確認できれば、行政処罰を含む権利行使を取ることができる。

こうした税関登録制度の利用は年々増加しており、日本企業の利用は 2012 年 5 月時点で、25 社 105 件である。利用されている産業分野としては、食品・製菓 33%、アルコール飲料 27%、衣服・靴 12%、衛生用品 10%、家電 7%が利用の上位であり、主に商標権が登録されている。なお、税関による差止は、毎年 1000 件ほどで、税関登録件数が増加しているのに対して、近年減少傾向にある。

図 2. 表 2. 知的財産権の税関登録件数推移(2007-2011 年)



出典: 連邦税関局の統計報告

- ・ 行政処罰

行政処罰は、連邦行政違反法に基づき、著作権・著作隣接権、特許権及び商標権侵害を対象に、侵害品や関連材料の没収と罰金が科される。その対象は、個人、公務員及び法人である。

侵害を発見した場合、関係者は誰でも警察に行政処罰の申請を行い、警察はこの申請について、行政処罰の必要性を確認後、レイドを実施する。その後、行政違反報告書を作成し、行政事件として、商事仲裁裁判所に告訴することができる。

知的財産権者が行政措置を採用した場合、行政処罰の申立から裁判所の判決まで、所要期間としては約2-4か月と比較的短期間かつ低コストで対応することができる。また、税関による措置を含めて行政事件が裁判所に提訴されて侵害、侵害の数量及び侵害による利益を確認する判決がだされた場合は、判決に基づき、侵害者に対する追加の損害賠償などを求めることができる。

一方、競争保護法に基づき、商標の不正競争にかかる行為が認められる場合には、権利者は反独占保護局に侵害の申請を提出することにより、不正行為の差止及び罰金が科せられる。被告は、この決定について民事仲裁裁判所に控訴することができる。なお、不正競争にかかる申立については申立の費用に加えて、専門家や弁護士などの費用により、負担が多くなることが予想されるので、注意が必要である。

- ・ 刑事措置

刑事告訴は、刑法に規定される著作権・著作隣接権、特許権及び商標権侵害を対象に、侵害の規模や再犯、組織犯罪などの性質によって異なる刑罰や罰金が科される。その対象は個人であり、刑罰も厳しいものとなっている。

刑事訴追は予備調査と法定尋問の二段階を経る手続きであるが、関係者は警察に刑事手続きを申請し、第一審で有罪判決が申し渡されて終結する。被告は判決に不服である場合は上級審に控訴することができる。

刑事裁判は、刑事申立から結審まで2年間にかかる比較的長期間の手続きとなることに配慮する必要がある。また、被害者は被告に損害賠償の請求を行うことができる。

・ 民事措置

知的財産権者は、民法典第4部門第2部知的財産権編に規定される知的財産権侵害(本稿第1項参照)に対して、侵害地の商事仲裁裁判所に民事訴訟を提起することができる。侵害者が個人の場合は、普通裁判所が提訴先になる。民事訴訟では知的財産権を侵害する実質的な侵害の事実を証明する証拠の確定が重要であり、損害賠償を請求する場合には損害や逸失利益を立証する証拠の準備をしなければならない。こうした点から行政措置を行い、証拠を確定してから民事訴訟をすることが考えられる。なお、裁判係属期間は商標の場合、第一審は6か月前後である。

民事訴訟では行政措置に比べて、侵害行為の強制的終了、民事上の義務や損害賠償の強制的履行など厳しい権利行使措置を取ることができる。また、裁判の結果を報道されると潜在的侵害者に対する見せしめや精神的圧迫の効果を期待することができる。一方、訴訟費用の供託金や現地弁護士費用が高額となることがデメリットとして考えられる。

以上のように救済手段は行政処罰から民事訴訟までであるが、侵害の程度、侵害者が個人であるか法人であるか及び係属期間やコストなどを勘案して、どのような対応策をとるか、どのような効果を期待できるかを、現地での対応を含めて検討しなければならない。

5. 侵害に対する救済手段

ロシアでの知的財産権侵害に対する救済手段は、前項4.6で説明したように、行政措置、税関取締、刑事告訴及び民事訴訟のいずれかを選択することができる。ここでは、ロシアで一般的に活用されている、税関での対策を含む行政措置とそれに引き続く刑事、民事訴訟を説明する。ロシアでは、発明などの特許に係る訴訟は非常に稀であり、ここでは商標権侵害を中心に説明する。

5.1 行政措置

ロシアの行政措置は刑事や民事手続きと並行して行われる。行政手続きは法律違反に対する救済を提供するもので、刑事罰に比べて比較的軽い行政的制裁が適用される。警察による取締りはそれほど強いものではないとも言われている。また、刑事罰の対象が個人であるのに対して、行政措置の対象は、個人、公務員及び法人である。

知的財産権にかかる行政措置には 2 つの適用がある。一つは、民法、行政違反法、及び連邦警察法産業財産に関する行政上の罰則措置政令 2006 年 106 号に規定されている。主に、行政的手段による知的財産権の保護をする場合、連邦行政違反法 (NO.195-FZ) に依拠し、警察 (内務省) がその保護措置を行う。他方は、競争保護法 (NO.135-FZ) に依拠して、反独占局がその保護措置を行う。

1. 連邦行政違反法 (NO.195-FZ) による行政処罰

(1) 行政措置対象

- ① 利益を得る目的での著作権を侵害する著作物又はレコードの輸入、販売、賃貸その他違法な使用、あるいは製造者や製造地、著作権の所有者に関する虚偽表示の禁止。(第 7.12 条第 1 項)
- ② 発明、実用新案又は意匠の違法な実施の禁止。(第 7.12 条第 1 項)
- ③ 登録商標やサービスマーク又は誤認混同するほど類似する標章の違法な使用の禁止。(第 14.10 条)

(2) 行政上の救済

- ① 罰金。
- ② 被疑製品及び関係物品や資料の没収。(著作権及び商標権の場合のみ)

(3) 行政上の刑罰 (参考: 1 ルーブル=2.5 円、2012 年 11 月現在)

- ① 著作権侵害の場合
 - ・ 個人—1,500~2,000 ルーブルの罰金。
 - ・ 公務員—10,000~20,000 ルーブルの罰金。
 - ・ 法人—30,000~40,000 ルーブルの罰金。
- ③ 発明、実用新案又は意匠の侵害の場合
 - ・ 個人—1,500~2,000 ルーブルの罰金。
 - ・ 公務員—10,000~20,000 ルーブルの罰金。
 - ・ 法人—30,000~40,000 ルーブルの罰金。
- ④ 商標、サービスマークの侵害の場合
 - ・ 個人—1,500~2,000 ルーブルの罰金。
 - ・ 公務員—10,000~20,000 ルーブルの罰金。
 - ・ 法人—30,000~40,000 ルーブルの罰金。

(4) 行政処罰手順

知的財産権者は、前4項で説明したように、侵害品が売られていることを発見した

場合は、マーケットでの当該侵害品の証拠を確保し、警察(内務省)にレイドの実施を求める申立書を提出する。

この段階では、次のような資料を準備する。

- ① 知的財産権者の権利を示す証拠;登録証など。
- ② 侵害行為があったことを示す証拠;侵害品サンプル、広告、パンフレットなど。
- ③ 被疑侵害者の名前、住所、侵害の範囲、場所などの情報。
- ④ 代理人に対する委任状及びその他の資料。

申立書には、次のような事項を記載する。

- ① 申立者の氏名。
- ② 対象となる知的財産権の内容。
- ③ 侵害者名と住所。
- ④ 侵害の状況を詳細に記述。
- ⑤ 対象法律規定。
- ⑥ 被疑侵害行為の特定。
- ⑦ 請求する措置内容。

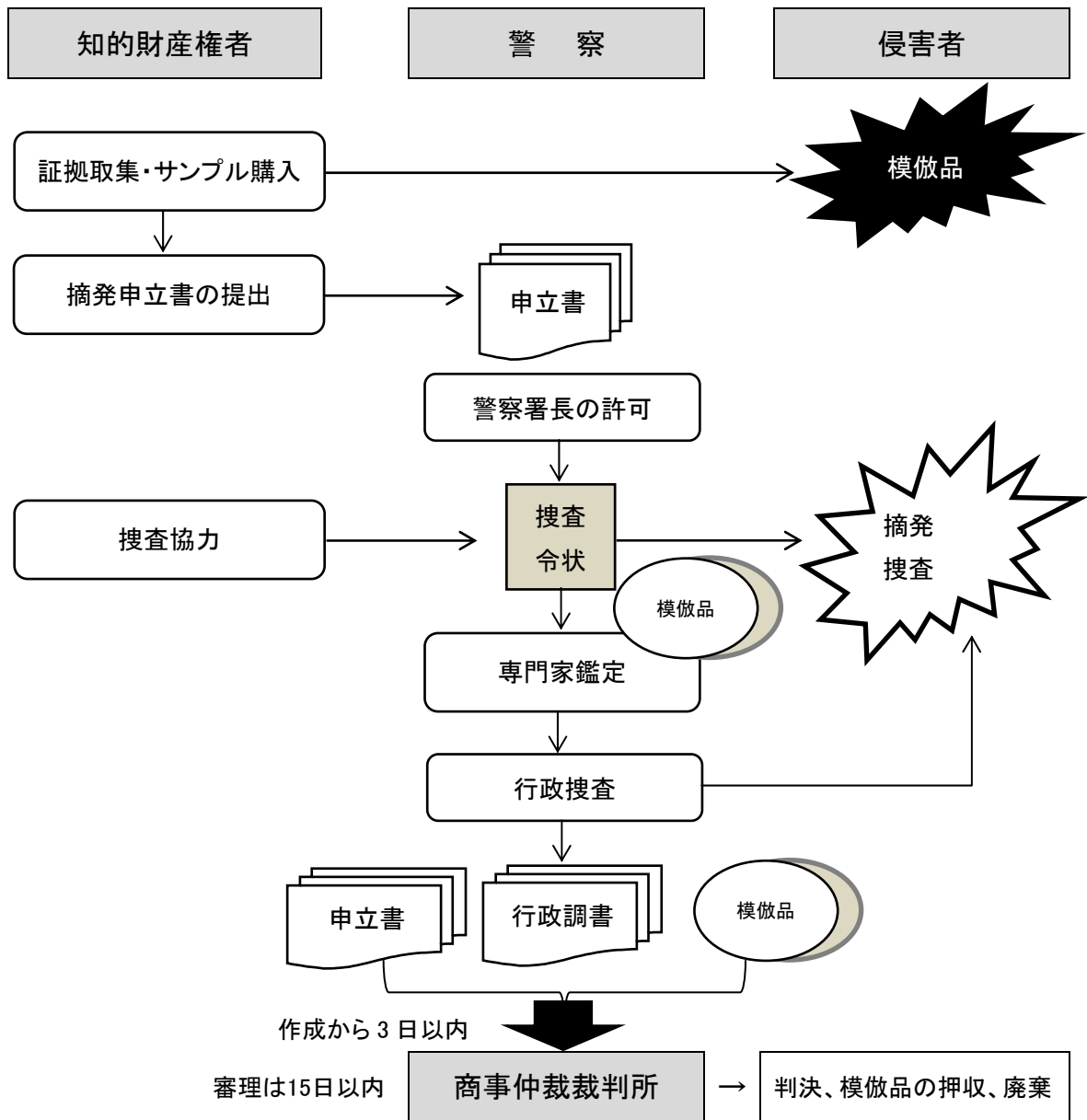
そして、添付物として、下記のものを用意する。

- ⑧ 知的財産権利書のコピー(認証付)。
- ⑨ 侵害品サンプルの写真や購入時の領収書のコピー。
- ⑩ 対象が特許の場合は判断が難しいので、専門家鑑定書。
- ⑪ 代理人委任状(認証付)。

知的財産権者或いはその代理人は、申立書を警察本部、或いは、侵害行為が行われている地域を管轄する警察署に送付するか、提出する。申立書の提出を受けて、警察は捜査を開始する。警察は被疑侵害者の事務所、倉庫、店舗等を捜査し、被疑侵害品、関連機材及び関連資料を差押え、侵害実態を立証し、証拠を固定する。

次に、警察は技術専門家(特許侵害の場合)や知的財産専門家(特許弁護士、商標弁護士)に差押えた被疑侵害品のサンプルを渡し、専門家鑑定を行う。警察は侵害に関する証拠が揃うと、行政違反報告書を作成し、申立書とその事案の資料を商事仲裁裁判所に送付するか、又は刑事訴追を行う。なお、侵害者が法人又は個人事業主の場合は商事仲裁裁判所に、侵害者が個人の場合は普通裁判所に提訴する。ここでは、普通裁判所の説明は割愛する。

図3. 行政捜査の流れ



2. 競争保護法(NO.135-FZ)による行政措置

不正競争とは、商業活動において有利な立場になることを目的とし、ロシア法、商慣習、合理性及び公正性の要件に違反し、他の事業者に損害を与えたか、与えるおそれがあるか、又はその営業上の信用を損なわせる虞のある商業主体の活動であると定義されている(第4条)。

(1) 行政措置対象

- ① 事業主に損害を与えるか、その信用を損なうような虚偽、不正確、又はゆがめられた情報の流布。

- ② 製造の性質、方法、及び場所、消費者の特性、商品の品質及び量、その生産者に関する虚偽表示。
- ③ 自らが製造・販売する製品と他人が製造・販売する製品との不適切な比較。
- ④ 知的活動の成果及び法人の個別化手段、生産、作業、サービスを識別する手段が違法に使われている場合、その商品の販売、交換又は他の方法での取引。
- ⑤ 保護される他人の営業秘密を構成する情報の違法な取得、使用及び開示。
- ⑥ 法人の商号など、生産、作業、サービスの商標などに対する排他的権利の取得及び使用に関連する行為。

(第 14 条)

(2) 行政上の救済

- ① 反則金。
- ② 競争制限的行為や不正競争行為の除去。

(3) 行政上の刑罰(参考:1 ルーブル=2.5 円、2012 年 11 月現在)

- ① 犯罪的要素のない不正競争
 職員:反則金 12,000-20,000 ルーブル。
 法人:反則金 100,000-500,000 ルーブル。
- ② 知的財産権の違法な使用に係る不正競争
 職員:反則金 20,000 ルーブル又は 3 年以下の資格停止。
 法人:反則金:違反商品又はサービスの販売収益の 1~15%、
 ただし 100,000 ルーブルを超えない額。

(4) 行政処罰手順

知的財産権者は、不公正な行為により自らの事業に影響を及ぼす。特に、商標や意匠、ビジネスの妨害にあたるような競争行為を発見した場合、実質的な権利がなくとも不正競争であると認識される条件が整えば、そうした事実を証明する証拠とともに、反独占局(FAS)に対して、行政措置の申立を行うことができる。ここで注意を要することは、被疑侵害者による行為が、競争者の事業及びその事業の信用を損なうおそれがあることを立証する必要があるため、対象事案の立件をすることができるかどうか現地弁護士事務所と検討されることをお勧めする。

申立を受けた反独占局は、調査を進め、被疑者に対する資料提出命令などを経て、委員会を組織し、事案の処分決定、却下を決定する。この期間は約 2 カ月である。ところで、こうした行政手続きの枠組みの中で、例えば、知的財産権者は侵害者の特定

の商標にかかる不正競争行為のみを認めさせ、その行為を中止させることもできる。万一、委員会のそうした命令に対して、侵害者が応じない場合は、行政罰が決定される。

反独占局には、違反に対して罰金を含む停止命令を下す権限とともに、ロシア連邦行政違反法第 14.33 条に基づいて、侵害者に対する訴訟を提起し、罰金の支払い命令を請求する権限がある。侵害者は決定に対して、3カ月以内に決定の破棄、執行の中断など裁判所に申し立てることができる。

5.2 税関取締

ロシアの連邦税関局は、主に税関検査、関税の徴収、認定通関業者の管理、商品名称・分類登録簿の分類と管理、関税法令違反の除去及び税関業の支援を職務としている。

連邦税関局の本部には、機能別に、税関手続管理総局、密輸規制総局、関税調査総局、通関検査局、貿易制限・通貨・輸出管理局など 21 の部局から構成されている。そして、直轄税関 7 か所、地域別支部が下記の 8 か所、その下部組織として、96 の税関所、及び 392 の地方税関支署が配されている。

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1. 中央税関支部(CTU) | 5. 沿ヴォルガ税関支部(PTU) |
| 2. シベリア税関支部(STU) | 6. ウラル税関支部(UTU) |
| 3. 北東税関支部(SZTU) | 7. 極東税関支部(DVTU) |
| 4. 南税関支部(JTU) | 8. 北カフカース税関支部(SKTU) |



ロシア税関局は、連邦税関法に加えて、ユーラシア経済共同体(EurAsEC)の枠組内で、関税、通関手数料、経済制約の免除、共通関税率や商品貿易を規制するその他の共通措置を制定した関税同盟関税法(2010年7月施行)に基づき業務を執行している。知的財産権にかかる規定は、関税法第38章、同規則(311-ZF)第42条及び関税同盟関税法第46章に規定されており、主に職権による検査・執行及び知的財産権者による申立による検査・執行を実施している。

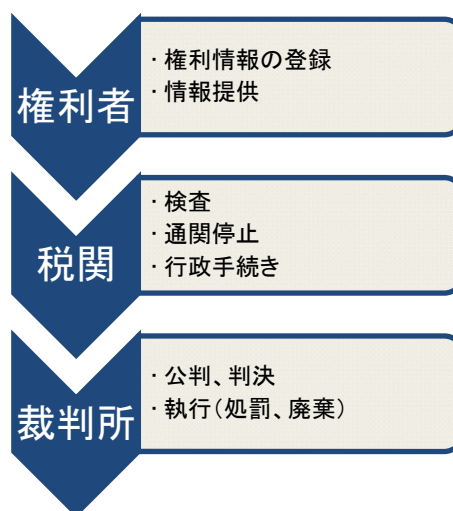
知的財産権者が税関局による輸出入貨物の模倣品対策を希望する場合には、特定輸出入貨物を指定した検査を申請することは難しいために、通常税関登録制度を活用し、その利用は増加している(第4.6項参照)。

税関当局による水際措置の概要は次のような流れである。知的財産権者は、ロシア連邦税関局の税関知的財産登録簿に自己の商標権の登録申請を行うことができる。申請には、次のものを提出する。

- ① 商標権の登録証
- ② 適正な商標使用者(輸入者)の情報
- ③ 税関当局が模倣品と真正品を確認するための情報
- ④ 損害を賠償するための担保保証(補償金)

税関局の知的財産登録簿はすべてのロシア税関当局で参照することができ、職員はその情報に注意する義務がある。税関当局は、税関登録された商標の付された貨物の輸出入を監視する。侵害品が輸入された場合、税関職員は当該貨物を10営業日の間停止し、また被疑侵害品のサンプルや写真などの関連情報を知的財産権者に提供して、侵害対策の要否を確認する。必要に応じて、10営業日の延長が可能である。

知的財産権者は、侵害の事実を確認した場合、法に基づく各種の司法的救済措置を求めることができる。一般的には、前出のロシア連邦行政違反法(第5.1項参照)に従って、税関当局に行政措置申請の支援を求める。税関当局には行政手続きを開始し、侵害者を裁判所に提訴する権利が与えられている。行政訴訟の結果、侵害者には職権による模倣品の廃棄や没収及び罰金が科せられる。税関局で認定された侵害による損害が相当な額に上る場合は、刑事訴訟が可能で、警察に移管される。また、民事訴訟による輸入差止や損害賠償を求め



することもできる。侵害品に対する行政訴訟は 3-6 カ月、民事訴訟は 4-7 か月、刑事訴訟の場合は 1-2 年の期間が一般的にかかる。なお、輸入者が 10 営業日以内に起訴されなければ、貨物は通関されることになる。

税関登録制度

税関局に、知的財産権者が自身の知的財産権、特に商標権の登録申請には下記の書類を提出する。

- ・ 委任状(代理人、公証及び認証)
- ・ 権利者の登記簿抄本(公証及び認証)
- ・ 損害填補保証書(公証及び認証)
- ・ 商標登録証のコピー
- ・ 税関登録を求める物品のリスト
- ・ 認定輸入業者リスト(ホワイトリスト)
- ・ 非認定輸入業者リスト(ブラックリスト)
- ・ 真正品の通関手続を行う主な税関支署リスト
- ・ 模倣品と真正品を識別する主な特徴
- ・ 真正品と模倣品の写真、実物、又は見本品
- ・ その他の関連する情報

税関局に申請書が提出されると、担当審査官はこれを審査し、30 営業日以内に書面により登録決定を申請者に通知する。追加の資料が必要とされる場合は、2 ヶ月延長することができる。登録が認められた場合、知的財産権者には 1 ヶ月以内に物的損害の損害填補保証書の保険契約を提出するよう求められる。この保険では 500,000 ルーブル(参考:1 ルーブル=2.5 円、2012 年 11 月現在)の責任が担保されなければならない。申請から税関の登録手続が完了するまでは一般に 2~3 ヶ月ほどかかる。

手続きにかかるオフィシャル費用はかからないが、代理人費用と保険契約の費用がかかる。保険契約の保険料は保険会社が算定するが、通常は保険対象物の金額、登録対象となる商標権の件数、対象となる商標権につき保護すべき物品に応じて決まるので、事前に現地代理人に見積もりをとることを勧めする。

上記の税関登録により、被疑侵害対象貨物が発見されると、税関局より次のような情報が提供される。

- ・ 当該貨物の通関停止を決定した税関局の部署の連絡先。
- ・ 通関申告者(輸入業者)の氏名・名称及び住所。

- ・ 通関停止の対象となった物品の保管場所。
- ・ 通関停止の決定が出された物品の説明(商標情報、写真を含む)。
- ・ 対象貨物が模倣品とされる特徴。
- ・ 通関停止決定日と通関停止の期間。

一方、通関申告者にも、通関停止貨物の情報、停止理由に加えて、権利者(代理人)の連絡先の情報が同時に通知される。

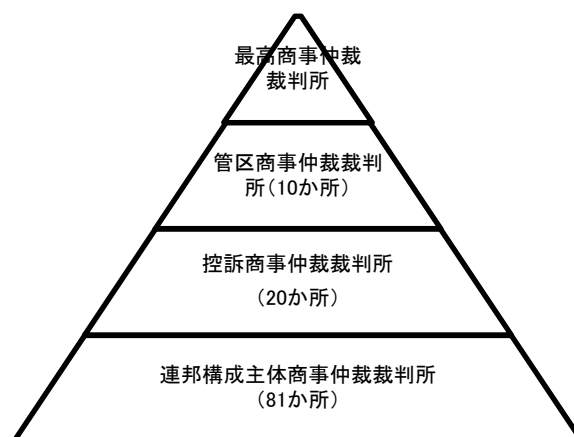
知的財産権者は、貨物の商品が確かに侵害品である場合は、停止期限内に、保留品の所有者に対する民事訴訟或いは行政処分申立を決定しなければなりません。一般的には、税関局に対して、侵害品の差押え及び廃棄請求(行政措置)をすることを勧めます。なお、知的財産権者はこの通関停止期間の保管費用などを負担する義務がある。

水際対策においては、短期間に対応すること、現物の確認、申請書類の提出など、税関局及び現地法人や代理人との密接な協力関係を構築することが重要である。例えば、知的財産権者が税関登録による侵害品の通知に対応しない場合、税関は登録簿から対象となる知的財産権情報を取り消すことができる。また、輸入業者などに対し行政措置をとる場合に、税関局は情報が不足しているため、知的財産権者から追加情報の提供を求めることがある。こうした対応がされないと適切な行政訴訟が行われる機会を失うことになる。従って、知的財産権者が水際対策での実効性を向上させるためには、現地代理人や税関局との協力関係が重要な役割を果たすことを理解し、積極的な関与が求められる。

5.3 民事訴訟

ロシア連邦の裁判制度は、ロシア連邦裁判所、すなわち、商事仲裁裁判所と普通裁判所が審理する。商事仲裁裁判所は、営利法人又は個人事業者の事業活動における商事紛争を審理する。一方、普通裁判所は、個人及び法人が当事者である非商事事件を審理する。普通裁判所の裁判区は比較的小さく、複数の地区に分かれた市や町ごとに地区が限定された複数の普通裁判所が設置されている場合もある。

ロシアの裁判制度は四審制であり、商事仲裁裁判所は、最下層が81からなる連



邦構成主体商事仲裁裁判所(一審)、次に、20 からなる控訴商事仲裁裁判所(二審)、10 からなる連邦管区商事仲裁裁判所(三審)、そして、下級審が上告された場合に案件を四審として審理する監督審裁判所であるロシア連邦最高商事仲裁裁判所で構成される。普通裁判所も同様であるが、割愛する。

裁判管轄権は、被告が企業や事業主の場合、その所在地の管轄商事仲裁裁判所である。

●民事訴訟

(1)裁判所が処理をする知的財産関連紛争

- ① 知的財産権侵害紛争
- ② 知的財産契約、譲渡契約など契約違反に関連する紛争
- ③ 不正競争行為により生じた紛争
- ④ 知的財産出願権など権利確認に関する紛争
- ⑤ 知的財産権にかかる報酬に関する紛争
- ⑥ 先使用権の紛争
- ⑦ その他

(2)民事救済事項

- ① 権利者の確認と公表。
- ② 知的所有権侵害の停止。
- ③ 民事的義務の遂行。
- ④ 損害賠償。
- ⑤ 侵害品及び関係手段の廃棄。

(3)損害賠償の対象と範囲

- ① 被告の経済的利益、逸失利益、合理的支出。
- ② 裁判所の裁定による金銭的補償(商標、著作権及び著作隣接権)。
 - ・ 裁判所最低金額: 10,000~5,000,000 ルーブル。
 - ・ 侵害品の価値の倍額。
 - ・ ライセンスなど類似する状況から類推した収益か使用価値の倍額。

(4)裁判手続き

- 知的財産権者は、次の手順で訴訟準備を行う。
- ・ 証拠の収集及び確保。
 - ・ 訴訟請求事由を記載した訴状の作成。

- ・ すべての文書の副本を被告へ送付。
- ・ 裁判所手数料の納付。

連邦民法(第 195、196 条)は、侵害者に対する訴訟時効を原則として 3 年間と期限を定めている。この出訴期限は、知的財産紛争にも適用されるので、知的財産権者が侵害の事実について知ったか、知り得べき日から 3 年以内に提訴する必要がある。

訴状には、次の事項を記載する必要がある。

- ① 現実の侵害の事実。
- ② その法的根拠。
- ③ 請求内容。

裁判所は、提出書類に厳格な要件を定めており、重要文書についてはその原本或いは公証認証されたコピーを提出する必要がある。特に、外国の書類や資料の場合は、ロシア語の翻訳を含めて、公証認証を受ける必要がある。また、原告が対象知的財産権の権利者であることを特許証、商標登録証、著作権譲渡契約書等を準備する。なお、原告が権利者でない場合は、委任状や授權証明が必要になる。

侵害の証拠はサンプル購入などを行い、侵害品現物、領収書、運送状、契約書など付随する文書、侵害場所や状況を説明する資料、また侵害対象が発明、実用新案、意匠の場合は専門家や特許弁護士の鑑定書を提出する。

その後、訴状を作成し、被告及びその他の当事者にすべての準備書面の副本を書留郵便で送付する。その郵便局の受領証を訴状とともに裁判所に、裁判所費用の支払いとともに提出する。こうした手順が完成して、裁判が開始される。

裁判所は、訴状提出日から 5 営業日以内に訴状を受理し、裁判所の命令により、事件の予備法廷審問の日取りを設定する。通常の場合、予備審問は、訴状提出日から 1 ヶ月以内に行われる。

予備審問において、原告は、自らの主張、提訴の根拠、裁判所に提出した証拠を開示する。被告は、応答抗弁するが、当事者はこの時点で和解することもできる。予備審問の結果、本案審理の準備が整ったと裁判所が判断すると、実体審理の日程を 1 から 2 か月後に設定する。その段階で、裁判所は、事件の争点を整理し、弁論書をすべて提出するよう当事者に求め、追加的な証拠や専門家鑑定を命ずる。

商標では鑑定を命ずることは稀である。

第一審では、1名の裁判官或いは3名の合議体で事件を審理する。判決は、請求を棄却するか、全部又は一部を認定し、判決文を5営業日以内に作成し、当事者に送付する。裁判は8-12カ月ほどかかるが、控訴がなければ1ヶ月後に効力が生じ、これを執行できる。なお、普通裁判所の判決は、判決日から10日後に効力を生じ、執行できる。

第二審裁判所の手続は、控訴日から1ヶ月以内に1回限りの審理で判決がなされる。控訴審は、3名の裁判官の合議体で審理する。控訴裁判所の判決は、即時発効する。その後の上訴期間は、2ヶ月以内に、各連邦管区商事仲裁裁判所に上訴できる。

執行は、第一審裁判所が執行命令を出す。原告は、執行命令により、執行手続の開始を求める申立を執行官に提出する。判決の発効日から3年以内であれば、執行命令を提示し、判決の執行を要求することができる。執行官は、執行手続において、必要な情報の請求、調査、被告財産の押収、必要に応じて、財産差押え、財産の債権者への移転等、あらゆる措置を取る。

●差止命令

原告となる知的財産権者は請求人として、提訴時或いは係属中に差止命令の申請をすることができる。規定によれば、裁判所は次の場合に差止命令を認めことができる。裁判所は、被告の一定の財産の差押え、一定の作為又は不作為を禁じること、その他の要件を差止命令に含めることもできる。

- ① 裁判所の判決の執行を妨げるか、執行が不可能になる場合、
- ② 原告が重大な損害を被るのを予防することが目的の場合

裁判所は、差止命令を求める申立日の遅くとも翌日までに審査する。また、予備的差止請求については、提訴前に認めることができるが、原告は予備的差止命令を認めた日から遅くとも15日以内に提訴しなければならない。これに応じなければ、差止命令はなかったものと見做される。

裁判所は、原告が被告の被る損失を補償しなければならない場合に備え、侵害額の50%の保証金を提出するよう原告に要求することができる。原告が保証金を自主的に差入れると裁判所による差止命令が認められる可能性がある程度高まるが、申立理由が不十分であれば、差止命令は認められない。裁判所にとって説得

力のある証拠があれば、商標、特許及び他の知的財産事件のいずれにおいても差止命令による救済措置が認められると言える。

5.4 刑事訴訟

ロシアでは、知的財産権の侵害行為を刑事罰の対象とし、主に刑法第 180 条で規定している。ただし、その対象を法人ではなく個人の刑事責任を対象に定めている点に注意が必要である。法人の場合は、経営者や部門責任者をその対象とすることになる。

前項までに説明があるように、行政措置などにおいて、知的財産権者が侵害に関して警察又は検察に告発し、レイドなどを通じて、刑事訴訟が提起されるのが一般的であるが、別の情報源からの犯罪の実行や計画に関する連絡を受けて、刑事訴訟を提起することもできる(刑事訴訟法第 140 条)。

刑事裁判は三審制であり、第 1 審が地区裁判所或いは治安判事、第 2 審が州クラスかセントペテルブルグかモスクワの市裁判所或いは共和国最高裁判所、そして第 3 審は終審で、連邦最高裁判所である。第一審裁判所が刑事訴訟の大半を審理しており、審理は、①裁判官 1 名と裁判官補 2 名、②裁判官 3 名、③陪審、又は④単独裁判官のいずれかの構成で行われる。陪審員は重大な判断をする場合などで参加し、事実問題のみを判断する。

●刑事訴訟手続き

刑事訴訟における手続は、次のステップを踏んで審理される。

- ① 訴訟手続の開始
- ② 予備捜査
- ③ 検察官による起訴の承認
- ④ 裁判所に提訴
- ⑤ 審理計画設定
- ⑥ 裁判所の審理
- ⑦ 判決
- ⑧ 判決の執行

なお、控訴や監督審による審理、事情の変更による再起訴がある。

未確定判決に対して、当事者は控訴又は破棄の申立ができる。当事者は判決日から 10 日以内に第 1 審判決その他の決定に対して不服及び陳情の申立ができる。期限を徒過した場合は、回復の請願が可能であり、刑事訴訟手続の担当裁判官の法廷において検討される。

● 刑事制裁 (参考:1ルーブル=2.5円、2012年11月現在)

(1) 発明、実用新案、意匠特許権侵害(刑法第147条)

・ 200,000ルーブル以下又は侵害者の18ヶ月分の給与額若しくはその他の所得額の罰金。

・ 180～240時間の強制労働。

・ 2年以下の自由剥奪。

○ 共謀又は組織的な侵害の場合

・ 100,000～300,000ルーブル以下又は侵害者の1～2年分の給与額若しくはその他の所得額の罰金。

・ 5年以下の自由剥奪。

(2) 商標の違法な使用に対する刑事責任(刑法第180条)

・ 200,000ルーブル以下又は侵害者の18ヶ月分以下の給与若しくはその他の所得の金額の罰金。

・ 180～240時間の強制労働。

・ 2年以下の強制労働。

○ 登録商標(R)やTMの虚偽表示の場合

・ 120,000ルーブル以下又は侵害者の12ヶ月分以下の給与若しくはその他の所得の金額の罰金。

・ 120～180時間の強制労働。

・ 1年以下の強制労働。

○ 共謀又は組織的な侵害の場合

・ 500,000～1,000,000ルーブルまでの罰金又は侵害者の3～5年分の給与、若しくはその他の所得の金額の罰金。

・ 6年以下の自由剥奪刑及び500,000ルーブル以下の罰金又は侵害者の3年以下の給与その他の所得の金額の罰金。

(3) 著作権及び著作隣接権侵害(刑法第146条)

① 盗用の場合(第146条(1))

・ 200,000ルーブル以下又は侵害者の18ヶ月分の給与額若しくはその他の所得額の罰金。

・ 3～6ヶ月間の拘留。

② 違法な使用、頒布目的の見本品の取得、保存、輸送の場合(第146条(2))

・ 200,000ルーブル以下又は侵害者の18ヶ月分以下の給与若しくはその他の所得の金額の罰金。

- ・ 180～240 時間の強制労働。
- ・ 2 年以下の自由剥奪。
- 組織的、重大規模、職権利用による侵害の場合(第 146 条(3))
- ・ 6 年以下の自由剥奪刑及び 500,000 ルーブル以下の罰金刑又は侵害者の 3 年分の給与額又はその他の所得額の罰金刑。
- * 重大な規模とは、使用権費用が 50,000 ルーブルを超えるときを言う。

5.5 その他の紛争処理

ロシアにおいて、裁判外紛争解決手続(ADR)を当事者は調停や仲裁の形式で利用することもできる。

1993 年の連邦国際商事仲裁法第 5338-1 号に基づき、個別契約で仲裁契約の履行又はその他の契約に仲裁条項を盛り込むことにより、当事者は紛争が国際商事仲裁機関で検討されるよう付託する権限が与えられている。また、2011 年に調停手続に関する連邦法第 193-FZ 号(2010 年)が施行され、調停手続も取り入れられた。しかし、ロシアの国際商事仲裁機関は知的財産事項に関連する紛争解決の経験がなく、国際的な売買契約、サービス提供及び労働契約などに限られている。

6. 留 意 事 項

ここでは、現地の代理人が注意すべき点として挙げていることを順不同で紹介する。しかしながら、こうしたコメントは情報として、或いはアドバイスとして利用していただき、何らの法的なアドバイスではないことを了解頂きたい。

商標権が明確にある場合は、R や(R)、Trademark、Registered Trademark などの記載を商品やサービス、パンフレット、広告で表示するべきであり、民法がそのような記載により商標権者を保護している。また、フランチャイズなどの場合も、フランチャイズ契約に商標権の項目を明確にして、フランチャイジーに商標権とその権利者を表示させ、損害があった場合の対応や賠償を契約に明記する。ただし、商標権がない場合にそうした記載をすると、虚偽表示にあたるので、十分な注意が必要である。

ロシアの製造会社や販売会社とライセンス契約や販売店契約などを締結していても、商標権侵害をしている模倣品を取り扱っているロシア企業は少なくない。こうした行為は侵害を助長するだけでなく、商標のパッシングオフや不正使用行為を許すことにもつながるので、模倣品業者同様厳しく対応したり、管理したりする必要がある。

ロシアでも中国同様に、商標の先取り登録が発生している。こうした悪意による先取商標登録を真正な商標権者が先使用权などにより取消手続をするのは難しい。現実に、先使用权はロシアでは認められない、Rospatentもこうしたことを理由に不服を審査することに消極的である。市場での著名性をアンケート調査などで主張する方が効果的であるが、商標権者が大規模に使用しているような場合は逆効果となるので、展示会での発表などを予定している場合には、先に商標出願をすることが勧められる。

税関での定期的な教育や友好関係の構築は、模倣品と真正品の見分けだけでなく、模倣品の流入チャネルや国内の流通チャネルを得ることや裁判手続きで必要なアドバイスを得ることができるので、重要である。

模倣品の防止のために、パッケージやラベルに偽造防止技術などを適用すること、特に、一見してそうした偽造防止技術が利用されているとわかるだけでも、十分な自社製品の保護につながる。

模倣品の被疑侵害者が、明らかに侵害の事実が分かっているにもかかわらず、警察や裁判所の捜査において、黙秘を通し続けて、対応をしない傾向が最近始まっている。ロシアではディスカバリー制度のようなものはないので、事前調査段階で十分な証拠を収集することは重要なポイントとなってきている。

刑事訴追をする際に、警察が行政侵害報告書を作成するが、担当警察官の記載ミスや手続き上の書類作成におけるミスがしばしば発生している。このために、侵害者が刑罰を受けなかったり、差し押さえた侵害品を手放したりすることになる。作成された書類に対する現地代理人による確認作業などの対応を考える必要がある。

模倣品対策においては、業界団体が共同して模倣品防止にあたることで、費用面の負担を低下させるだけでなく、広範かつ効果的な対策を進めることができる。そこでは、独立した市場のモニタリングから協働したモニタリングになり、摘発や対応を組織的に行うことができる。また、長期的な視点での模倣品防止活動にもつながる。

ロシアが加盟した三国関税同盟のために、他の加盟国からの模倣品流入を止められないことが予想される。従って、ベラルーシ、カザフスタンでも登録商標の取得、税関対策などを進める必要がある。また、中国、トルコ、東欧諸国などから流入する模倣品の状況を考えると、こうした関係国とも連携を取り、模倣品や侵害対策も同時に検討する必要がある。

並行輸入については、原則認められていない。しかし、行政は認める方向性を出している。税関登録などで並行輸入品を押さえた場合には、民事訴訟を選ぶ方が現在のところは、対応できる可能性がある。

刑法改正により、責任発生の最低額が 25 万ルーブルから 150 万ルーブルに引き上げられたために、提訴の条件を満たすための証拠の収集が難しくなっている。

民事訴訟では、損害賠償額の証明が難しく、たとえ法定賠償額の認定を受けられても、最高限度が適用されることはない。従って、高い賠償額を求める場合には、証拠の収集に全力を挙げることになるが、提出できる証拠は限られたものになることが多く、非常に困難と言える。また、宣誓証言は証拠能力に欠けると判断される。

ロシアの民事裁判では、上訴段階で証拠の追加提出ができないので、何らかの理由があって、証拠の提出を保留したような場合は、審理中に裁判官に申し出る必要がある。控訴になってからは、裁判官は追加の証拠を受理しないために、不十分な控訴になる可能性が高い。

ドメイン名について

ロシアのドメイン名は.SU、.RU 及びキリル文字の.P Φである。P Φ ドメインはドメインの誤った使用を防止するための一定の制限がある。これはドメインの売買がロシアでは頻繁に行われていたためである。従って、ロシアでは、商標又は会社名と同じドメイン名をできればトップレベルと国内ドメインの両方で登録しておくことを勧める。こうすることで多額の費用がかかる長期訴訟など、多くの問題を回避することができる。

ロシアでは ADR などの仲裁により第三者が取得したドメイン名を入手することは難しく、仲裁手続法第 27 条に基づき、商事仲裁裁判所に民事訴訟を起こすことになる。ドメイン名紛争では下記の条件を証明しなければならない。

- ・ 原告が商標権、会社名など先に独占権を有していること。
- ・ 当該ドメイン名が原告の商標などと混同するほど類似していること。
- ・ 原告は対象商標権など独占権を当該ドメイン名登録の前から有していたこと。
- ・ 当該ドメイン名は登録商標と類似する事業分野に関連していること。
- ・ ロシア市場で一般人が対象商標などの権利と当該ドメインに対する認識度に関連性があると認識する可能性があること。

裁判所は申立の根拠となった状況が存在するかどうかを決定する。被告によるドメイ

ン名の使用が商標など原告の独占権を侵害していると認定された場合、当該ドメイン名は登録簿から削除される。原告は 30 日以内に登録の手続きを行わなければならない。

7. その他の関連団体

7. 1 ロシア著作者協会

Russian Authors' Society (RAO)

住所: Bronnaya street., 6A Page 1
Moscow GSP-5, 123995
Russian Federation

Tel: +7-495-697-37-77

Fax: +7-495-609-93-63

Email: rao@rao.ru

Website: <http://www.rao.ru/>

7. 2 芸術著作権管理協会

Partnership to Protect and Manage Rights in the Sphere of Arts (UPRAVIS)

住所: 11, office 353 Stoleshnikov per.
Moscow GSP-5, 107031
Russian Federation

Tel: +7-495-725-59-15

E-mail: info@upravis.ru

Website: <http://www.upravis.ru>

7. 3 ロシア権利者連合

Russian Union of Rightsholders (RUR)

住所: bld. 9/2, Trehprudniy lane,
Moscow, 123001
Russian Federation

Tel: +7-495-545-40-24

E-mail: office@rp-union.ru

Website: <http://www.rp-union.ru/>

7. 4 ロシア知的財産機関

Russian Organization for Intellectual Property (VOIS)

住所: bld. 73/1, Novoslabodskaya,
Moscow 127055,
Russian Federation

Tel: +7-499-418-00-30

Fax: +7-495-685-39-94

Website: <http://www.rosvois.ru/>

[ロシア政府公認の音楽著作権料徴収及び分配を担当する非政府組織で演奏者などの著作権保護を使用料徴収の面から保護活動を行う。]

7. 5 知的財産権連合

The Coalition for Intellectual Property Rights (CIPR)

Website: <http://www.cipr.org/>

[模倣品対策をする民間団体、弁護士事務所や企業から構成されている。]